

制定日： 2017. 01. 01	11. 検査業務倫理規範	文書番号： S Q M - 01
改訂日： 2021. 04. 09		担当： 品質保証室
改訂番号： Rev 05		

11. 検査業務倫理規範

社長又は管理責任者は、以下のことを全関係者へ会議体等を通じて周知徹底し、理解させ、認識させる。

11.1 社会的責任

当社は検査業務が有する社会的意義を厳しく認識し、構造物に関する品質確保の一翼を担うことを通じて優良な社会的資本形成寄与し、社会一般の安全・安心に貢献するものとする。

11.2 法令遵守

当社は法律・法令・規則等はもとよりJIS Q 9001:2015の規定及び各検査業務に関する諸規格・基準等を遵守し誠実公正に業務を遂行するものとする。

11.3 検査業務

当社は提供する検査業務に対し偽造、捏造等の不正な行為を禁止し適切を期し、その検査結果を公正・誠実に報告する。また、当社社員は検査業務の遂行で知り得た情報は、公的期間からの法令に基づく開示請求等がある場合以外は、顧客以外他の人に漏らしてはならない。

11.4 契約

当社は検査業務を受注した場合、顧客との間で「契約内容確認規定」SQS-05及び
11. 検査業務倫理規範に基づき検査業務の契約を締結する。
検査計画書及び検査報告書は「7. 5文書化した情報」SQM-01に基づき顧客へ提出する。

11.5 結果の責任

当社は「5. リーダーシップ」SQM-01、「品質文書・記録管理規定」SQS-02で発行した品質文書(検査計画書・報告書等)に対して全責任を負うものとする。

11.6 便益の收受

当社は検査業務の公正な立場を守るため、締結した契約内容の検査業務に対する正当な報酬以外に、便益の提供を受けない。

11.7 違反の処置

当社社員が上記11.1～3, 11.6項に違反した場合、当社が定める社則及び社内規定により厳正に処罰する。